Ⅱ　建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版［平成28年3月制定］」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編）平成28年版［平成28年3月制定］」（以下「標準仕様書」という。）による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

（3）本特記仕様書の表記

1）項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
3）特記事項に記載の［．．］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）特記事項に記載の（．．）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の安全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されるものとする。

章	項　目	特　記　事　項
① 一般共通事項	① 適用基準	1）図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 2）本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成28年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
	2 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo=　m/s） 地表面粗度区分　（　） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　）
	③ 環境への配慮	(1.4.1)[1.4.1] 1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次のⅰ）からⅳ）を満たすものとする。 ⅰ）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ⅱ）接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ⅲ）接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ⅳ）ⅰ）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次のⅰ）又はⅱ）に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次のⅲ）又はⅳ）に該当する材料を指す。 ⅰ）建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ⅱ）建築基準法施行令第20 条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ⅲ）建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ⅳ）建築基準法施行令第20 条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定受けた材料
	④ 材料の品質等	(1.4.1)[1.4.1] 1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4）本工事に使用する材料の製造業者等は、次のⅰ）からⅵ)の事項を満たすものとし、この証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ⅰ）品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ⅱ）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ⅲ）安定的な供給が可能であること。 ⅳ）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⅴ）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⅵ）販売、保守等の営業体制を整えていること。

① 一般共通事項

⑤ 施工調査

⊙施工計画調査
本工事該当部位及び関連部位について既存施設（埋設配管を含む）について事前調査、情報収集を行う。
報告書　監督職員に２部提出
立面図、平面図等に記載、必要に応じ写真を添付
調査業者　外壁及び防水改修施工数量調査は、使用予定材料メーカーの指定する施工業者とする
・埋設配管の試掘
範囲、復旧方法　※図示　・

6 ＰＣＢ含有シーリング材の調査

・第一次判定（シーリング材種の判定）
日本シーリング材工業会に次のシーリング材のサンプルを送付し、材種の判定を行う。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
サンプリング採取箇所（　　）採取箇所数（　　）
・第二次判定（ＰＣＢ含有量の分析）
専門分析機関に次のシーリング材のサンプルを送付し、ＰＣＢ含有量の分析を行う。なお、分析サンプルの四周は除去し、採取部の内部（大気にさらされていない部分）を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。
サンプリング採取箇所（　　）採取箇所数（　　）

7 化学物質の濃度判定

ⅰ）施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。
ⅱ）測定対象室及び測定箇所数は次による。
測定対象室（機械室　）測定箇所数（A棟、C棟共各階2ヶ所）
測定対象室（　　）測定箇所数（　　）
測定対象室（　　）測定箇所数（　　）

8 発生材の処理等

・引渡しを要するもの　A棟、C棟共各階2ヶ所
・金属類
・ＰＣＢを含む機器類（　　）
・ＰＣＢ含有シーリング材　使用箇所（　　）
・特別管理産業廃棄物
・廃アスベスト　９章による
・廃油
・臭化リチウム水溶液等
・鉛蓄電池
・アルカリ蓄電池
・現場において再利用を図るもの
・建設汚泥　※再生資源化施設に搬出　・
・再資源化を図るもの
・小型蓄電池
・蛍光ランプ及びＨＩＤランプ
・硬質塩化ビニル管及び継手
・廃せっこうボード
・ガラス
・せっこうボード
ⅰ）廃せっこうボードの裏面の表示を確認し、石綿、ヒ素、カドミウムを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問い合わせの上、監督職員と協議する。
ⅱ）石綿含有廃せっこうボード　９章による
・その他の含有物質（　　）　搬出先（　　）

上記搬出先については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお提示する施設と異なる場合にも設計変更の対象としない。

⑨ 特定建設資材の処理

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第９条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。
ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議する。
また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。（書式は「建設副産物情報交換システム」で作成したものとする）
⊙分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改修工事	ⅰ)造成等	造成等の工事	
	ⅱ)基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの工事	
	ⅲ)上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事	
	ⅳ)屋根	屋根の工事	
	ⅴ)建築設備内装等	建築設備、内装等の工事	
	ⅵ)その他（　）	その他の工事	

解体工事	ⅰ)建築設備、内装材等	建築設備、内装材の取り外し	手作業
	ⅱ)屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	手作業
	ⅲ)外装材、上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	ⅳ)基礎、基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	手作業・機械作業の併用
	ⅴ)その他（　）	その他の取り壊し	手作業・機械作業の併用

・特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地
コンクリート		
コンクリート及び鉄から成る建設資材		
木材		
アスファルト・コンクリート		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

① 一般共通事項

10 建設発生土の処理方法

・　場外指定場所に搬出し、搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。
搬出場所（　　）
受入条件（　　）
仮置場　（　　）
・「建設発生土情報交換システム」を活用し近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。
搬出距離　（　　）
DID区間　（　　）
仮置場　（　　）
・　場内指定場所に敷き均し
・　場内指定場所に堆積

⑪ 完成写真

・撮影者：建築完成写真の撮影実績があるもので、監督職員が承諾する業者
撮影箇所数　・（　　）箇所　・航空写真（　　）箇所
・電子データ（JPEGフルカラー、圧縮率1/4程度）１部
画素数、画質等　4500×3000　ピクセル以上で画像補正を行ったもの
・カラー印画紙キャビネ版　（　　）枚
・四つ切　（　　）枚　・アルミ額縁
・半切　（　　）枚　・アルミ額縁
⊙撮影者：任意
撮影箇所数　・（　　）箇所
・電子データ（JPEGフルカラー）１部
画素数、画質等　1280×960　ピクセル以上
⊙カラー印画紙キャビネ版　（監督員の指示による）枚

② 仮設工事

① 足場その他

[2.2.1]［表2.2.1］
⊙「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
内部足場　・設置する　（　・　脚立、足場板等　・　　）　・設置しない
外部足場　⊙設置する　・設置しない
防護シート　⊙設置する　・設置しない
・材料、撤去材等の運搬方法
種別（　・　A 種　⊙B 種　・ C 種　・ D 種　・E 種 ）
C種：利用可能なエレベーター　（　　）
D種：利用可能な階段　（　　）

② 既存部分の養生

[2.3.1]
①養生の方法等
⊙既存部分　養生の方法　⊙ビニルシート、合板　・　）
・既存家具、既存設備等　養生の方法　（・ビニルシート等　・　）
・既存ブラインド、カーテン等　養生の方法　（・ビニルシート等　・　）
保管場所　（・図示　・　）
・備品、机、ロッカー等の移動　（・図示　・　）
②既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

3 仮設間仕切

[2.3.2][表 2.3.1]
1）仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・
2）仮設間仕切りの種別と材質等

種　別	下　地	仕上げ（厚さmm）	塗　装	充填
・ A 種	・ 木 ・ 軽量鉄骨	・せっこうボード (9.5mm) ・合板 (9.0mm)	・ 無し ・ 片面	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ32K 厚さ50mm以上
・ B 種				
・ C 種	単管	防炎シート		

3）仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材　質	仕上げ	塗　装	備考
・ 木製	・ 合板張り程度 ・	・ 無し ・ 片面	
・	・		

③ 防水改修工事

① 施工数量調査

[1.5.2、3]
調査範囲　・図示　⊙防水改修範囲
調査方法　・図示　・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書　提出部数：⊙2 部　・

② 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]
⊙改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による。　・

③ 既存防水の処理

[3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去　⊙行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない
既存防水層の撤去　⊙行う（範囲　⊙図示　・　　）　・行わない
露出防水層表面の仕上塗装除去
・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　・行わない

④ 既存防水層の下地補修

[3.2.6]
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　⊙図示
POS工法及びCPOSI工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置
⊙改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vii)①～③による
・

5 アスファルト防水

[3.3.2～5]
屋根保護防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・P2P	・A-1 ・A-2 ・A-3	図示		・ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上 ・	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え
・P1B	・B-1 ・B-2 ・B-3				
・P2AI	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		（材質） ・JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き)又はJIS A 9511によるA種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板3種b(ｽｷﾝあり) ・ （厚さ）・25mm　・	・ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ・	
・P1BI ・T1BI	・BI-1 ・BI-2 ・BI-3				

③ 防水改修工事

5 アスファルト防水

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　・水下　80mm以上　・
床タイル張り　・水下　60mm以上　・

・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。
（品質・性能）
建築材料等品質性能表による
（試験方法）
建築材料等品質性能表による

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4	図示		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M3D ・P0P	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2		（材質） ・JIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの ・ （厚さ）・25mm　・	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
・アスファルトルーフィング類製造所の指定による　・
・脱気装置の種類：　　、設置数量：　　個/㎡
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
位置　・図示　・

屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・Ｅ－１ ・Ｅ－２		保護層　・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状寸法
・アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋根排水溝　・図示　・

6 改質アスファルトシート防水

[3.4.2、3]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2	図示		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		（材質） ・JIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又はJIS A 9511によるA種硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの ・ （厚さ）・25mm　・	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
・改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量
・改質アスファルトシート製造所の指定による　・
・脱気装置の種類：　　、設置数量：　　個/㎡
押え金物
・改質アスファルトシート製造所の仕様による